

# 仕 様 書

本仕様書は、長岡市(以下「市」という。)が「栃尾地域の魅力発信事業基本構想策定業務(以下「本業務」という。)」を委託するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

## 1 業務名

栃尾地域の魅力発信事業基本構想策定業務

## 2 業務目的

本業務は、数年後に予定されている国道 289 号(八十里越)の開通を機に、栃尾地域が誇る長尾景虎(上杉謙信)やあぶらげ(油揚げ)などの地域資源を十分に活用した効果的な魅力発信や更なる魅力向上に取り組み、市の東の玄関口となる栃尾地域の関係・交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図るとともに、栃尾地域を足掛かりに市全体へ回遊させる観光誘客につなげる羅針盤となる地域ブランディング及びプロモーション計画を策定するもの。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

## 4 業務内容

以下に記載する項目を業務内容とし、具体的な業務実施手法や時期等については、受託者と市が協議の上、決定する。なお、本業務の遂行において通常必要となる一切の業務を含むものとする。

### (1) 栃尾地域の魅力発信事業基本構想の策定

業務目的を達成するため、下記(2)の検討会の意見を基に、専門的知見を活用して地域ブランディング及びプロモーションの全体計画を策定すること。

計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とする。

- ・ 中間取りまとめ、素案作成(9月下旬頃)
- ・ 事業方針決定及び基本構想策定

## (2) 栃尾地域の魅力づくり検討会（仮称）の運營業務

(1) の策定に向け、実効性のある計画づくりの検討の場を開催及び運営すること。

- ・ 検討内容 栃尾の魅力発信コンテンツの作成、魅力発信拠点の整備など
- ・ 開催回数 全体検討会を年3回、テーマごとの分科会を年4回、計7回程度を想定
- ・ メンバー 観光協会など地域の関係団体、事業者、市等  
(受託者が必要に応じ依頼する外部専門家等の費用は、本委託料に含む。)
- ・ 業務内容 議題の検討、資料作成、会議進行、議事録作成、その他運営に必要な準備等（意向把握やヒアリングを含む。)

## (3) プロモーション施策の企画

(1) の計画に沿った令和7年度から令和11年度までに実施すべきと考えるプロモーション施策の企画を提案すること。また、実効性を高めるため国の補助金等の活用が見込まれる場合は、併せて提案すること。

## (4) 上記(1)～(3)の遂行にあたっての打合せ及び総合アドバイス業務

本業務の進行・検討状況に合わせ、円滑に進むよう適切なタイミングで市との打合せを実施すること。また、当該事業の効果的な実施に資するアドバイス・提案を行うこと。

## 5 成果品

受託者は下記(1)・(2)を市に提出し、検査を受けるものとする。

- (1) 実施報告書（A4版：簡易製本） 2部
- (2) 成果品の電子データを格納したCD-R等電子媒体 1部

## 6 再委託の制限

受託者は本業務の全部を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務内容の主たる部分を除く一部について、事前に書面により市の承諾を得た場合はこの限りでない。

## 7 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的を踏まえ効果的に目的が達成できる業務がある場合は、提案上限額の範囲内において、上記の業務に追加して提案することができる。

- (2) 提出された企画の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、本業務の実施に際しては、市と十分に協議及び調整を行ったうえで実施することとし、協議及び調整の結果、契約締結後に予算の範囲内で実施内容を変更する場合がある。
- (3) 受託者は、本業務の遂行に必要な市が所持する資料、情報等について、貸与または提供を受けることができる。ただし、貸与または提供を受けた資料、情報等は、本業務に関する目的以外に使用してはならない。
- (4) 本業務を円滑に遂行するため、市は、受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (5) 企画・制作において、著作権等第三者の権利の対象となっているデザイン、イラスト、写真等の素材を使用する場合、受託者は、その使用に関する一切の責任を負うこと。
- (6) 制作物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規定する権利をいう。）は、原則、市に帰属する。
- (7) 市は、制作物が著作物に該当しない場合には、当該制作物の内容を双方協議の上、改変することができる。
- (8) 本業務の実施に際しては、関係法令を遵守すること。
- (9) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて市と受託者が協議の上、定めるものとする。